

早期情報提供の方法

街づくり推進条例に定める延べ面積3000㎡を超える建築行為や開発行為を行う事業者の方は、以下の方法で地域住民に事業に関する情報提供を行ってください。

- 事業の区域内の見やすい場所の道路に接する部分に標識を設置してください。
- 事業者は建築確認申請や開発許可申請をしようとする90日前までに標識を設置してください。
- 標識の設置は、設置したときから30日間続けてください。。
- 標識を設置したときは、設置したときから起算して7日以内に区に標識設置届を提出してください。
- 事業を行おうとする地域で地域街づくり協議会が活動を行っている場合は、地域街づくり協議会と意見交換を実施してください。（地域街づくり協議会の有無は区に確認してください。）
- 地域街づくり協議会との意見交換は、標識を設置したときから15日以内にお願ひします。
- 意見交換を行った場合は、意見交換を実施した日から起算して8日以内に意見交換会実施報告書を区に提出してください。

イメージ図

